

問 合 せ 先

道路交通局道路管理課 (504-2151)

道路占用料の免除

1

1 支援策の内容

令和3年8月11日からの大雨による被災者の生活再建に係る経済的負担の軽減を図るため、道路占用料を免除します。

2 対象者（要件等）

豪雨災害による被災者

3 手続きの方法

被災を受けた建物の解体、解体後の新築及び被災を受けた建物の補修に必要な工事中用板囲等の工事中用施設及び竹木等の工事中用材料

4 受付期限

道路占用許可申請の際、被災のあったことを証する書面（り災証明書又はその写し）を提出してください。

【問い合わせ先】

中区維持管理課 (504-2576) 安佐南区維持管理課 (831-4957)

東区維持管理課 (568-7739) 安佐北区維持管理課 (819-3941)

南区維持管理課 (250-8956) 安芸区維持管理課 (821-4933)

西区維持管理課 (532-0946) 佐伯区維持管理課 (943-9737)